

社会福祉法人百八会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人百八会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人業務を行った場合であっても第4条の報酬を支払わないものとする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事及び評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 27 年 3 月 24 日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事会出席報酬等	10,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員業務報酬等	10,000 円
監事監査指導報酬等	10,000 円

別表 3

名 称	報酬 1 日	旅 費
報酬及び旅費	10,000 円	実費相当